

## しゃかいほけん ろうどうほけん 社会保険、労働保険 のこと

### しゃかいほけん せいど ○ 社会保険の 制度 について

しゃかいほけん ほけん はい にん かぞく せいかつ  
社会保険は、保険に 入っている 人と その 家族が、生活 できなく ならない ように する

せいど びょうき なった とき、けがを した とき、しょうがいしゃ し ねん  
制度です。病 気に なった とき、けがを した とき、障 害者に なったとき、死んだ とき、年

しごと しつぎょう かね  
を とったとき、仕事 が なくなった (=失 業) とき、お金 が 減ります。

しゃかいほけんせいど しゃかいほけん ろうどうほけん こうせいろうどうしょう たんとう  
社会保険制度は、社会保険と 労働保険に わかれて います。厚生労働省が 担当 して います。

しゃかいほけん いりょうほけん かいごほけん ねんきんほけん  
「社会保険」には、医 療 保険と 介 護 保険と 年 金 保険が あります。

いりょうほけん ひようしゃほけん こくみんけんこうほけん  
「医 療 保険」は、被 用 者 保 険、国 民 健 康 保 険 等 だ けで ない こと があります。

ねんきんほけん こうせいねんきんほけん こくみんねんきん  
「年 金 保 険」は、厚 生 年 金 保 険、国 民 年 金 等 だ けで ない こと があります。

ろうどうほけん ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさい こようほけん  
「労働保険」には、労働者災害補償保険 (=労災) と、雇用保険が あります。

### ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさいほけん ○ 労働者災害補償保険 (=労災保険)

しごと びょうき はたら し かりゅうし  
仕事で けがを した とき、病 気に なった とき、働 きすぎて 死んだ とき (=過 労 死 した とき)、

はたら じさつ はたら ばしょ い とちゅう さいがい  
働 きすぎた ために 自殺 した とき、働 く 場所 に 行く 途 中 で 災 害 に あった とき、い

しゅるい かね で きじゅん  
ろいろな 種類 の お金 が 出 ます。お かね が 出 る か どうか には、基 準 が あり ます。

かね しゅるい りょうようほしょうきゅうふ きゅうぎょうほしょうきゅうふ しょうがいほしょうきゅうふ  
出 る お金 の 種類 は、療 養 補 償 給 付、休 業 補 償 給 付、障 害 補 償 給 付 等 だ けで ない こと があります。

せいど ろうどうしゃ たいしょう がいこくせき ろうどうしゃ たいしょう  
この 制度 は、す べて の 労働 者 が 対 象 と な り ます。外 国 籍 の 労働 者 も 対 象 で す。

くわ はたら つと さき じゅうしょ ちいき たんとう ろうどうき  
\* 詳 しい こと は 働 いて いる ところ (=勤 め 先) の 住 所 が ある 地 域 を 担 当 して いる 労働 基

じゅんかんたくしよ き  
準 監督署に 聞いてください。

おも れんらくさき  
(主な 連絡先)

ひょうごろうどうきよく かんたくか  
・兵庫労働局 監督課

がいこくじんこようきーびすせんたー たいおうげんご ちゅうごくご  
外国人雇用サービスセンター (対応言語：中国語) 0570-001-702

ひめじろうどうきじゅんかんたくしよ がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー たいおうげんご べとなむご  
・姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー(対応言語：ベトナム語) 079-224-8181

くわ 詳しいことは こうせいろうどうしやうほーむ べーじから しら 調べてください (多言語対応)。  
厚生労働省ホームページから

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

にしのみやろうどうきじゅんかんたくしよ  
・西宮労働基準監督署 0798-26-3733

## こようほけん ○ 雇用保険

しごと なくなつた とき、ろうどうしゃ かね しつぎようきゆうふ だ 保険は、次に 就職  
仕事が なくなった とき、労働者に お金(失業給付)を 出します。この 保険は、次に 就職

するまでの あいだ せいかつ かね なくて こま あんてい  
するまでの 間の 生活が お金が なくて 困らないよう 安定 させます。

こようほけん はい ひと ほけんきん う と ひと しかく  
・雇用保険に 入る 人、保険金を 受け取る 人の 資格

ろうどうしゃ やと じぎょうしゃ かなら こようほけん はい ひつよう  
労働者を 雇っている 事業者は、必ず 雇用保険に 入る 必要が あります。

とくべつ ばあい やと ろうどうしゃ いちにん かなら はい  
特別な 場合で なければ、雇っている 労働者が 一人だけでも 必ず 入ります。

ほけんりよう ろうどうしゃ しようしゃ りようほう はら  
保険料は、労働者と 使用者の 両方が 払います。

がいこくせき ろうどうしゃ ばあい ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ ていじゅうしゃ  
外国籍の 労働者の 場合、在留資格が 永住者、日本人の配偶者、定住者 であれば、

こようほけん はい ひつよう  
雇用保険に入る必要が あります。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

こよう きかん みじか ひと しごと けいやく お きこく き  
雇用の 期間が 短い 人、仕事の 契約が 終わるときに 帰国する ことが 決まっている

ひと ほけんきん う と ひと  
人は、保険金を 受け取る 人になることが できません。

しつぎょうきゅうふ  
・失業給付を もらうには

しつぎょうきゅうふ しごと う と ほけんきん  
失業給付は、仕事が なくなった とき、受け取る 保険金です。

ほけんきん じょうけん しごと ねんかん げついじょう  
保険金が もらえるには 条件が あります。仕事が なくなるまでの 2年間に 12か月以上

ほけんりょう はら しゅうしょく きも はたら  
保険料を 払って いたこと、これから また 就職する 気持ちがあること、働く こと

じょうたい  
ができる 状態である ことです。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやこうきょうしよくぎょうあんていじょ はろーわーくにしのみや  
西宮公共職業安定所 ハローワーク西宮 0798-75-6711

## ○ 医療保険

ろうどうしゃ かぞく びょうき びょういん くすり  
労働者や その 家族が、病気に なったり、けがを したり したとき、病院と 薬に かか

かねとう だ かね しゅるい いるいようきゅうふ てあてきん  
る お金等を 出します。お金の種類は、医療給付と 手当金です。

(連絡先)

かにゆう けんこうほけん  
加入している 健康保険

ほか けんこうほけんせいど はいって ひと こくみんけんこうほけん こくみんけんこうほけん とどうふけん  
他の健康保険制度に入っていない人は、国民健康保険に 入ります。国民健康保険は 都道府県と

しくちょうそん  
市区町村が やって います。

こくみんけんこうほけんりょう せいかつ かね いっしょ つか かぞく せたい おん  
国民健康保険料は、生活の ための お金を 一緒に 使っている 家族(=世帯)の 分を ま

しくちょうそん やくしょ  
とめて 市区町村の 役所に はらいます。

せいかつ の いろいろなこと (にしのみやし の ばあい)

さいいじょう ひと こうきこうれいしゃいりょうせいど  
75歳以上の人は 後期高齢者医療制度に はいります。

かね ひとり しくちょうそん やくしょ はら  
お金は 一人ずつ 市区町村の 役所に 払います。

しょうがい ばあい さい さい はら  
障害があるなどの 場合、65歳から 74歳までの ひと も 払うことが あります。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやしやくしょこくみんけんこうほけんか  
西宮市役所国民健康保険課 0798-35-3117

にしのみやしやくしょこうれいしゃいりょうほけんか  
西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

こうせいねんきんほけん  
○ 厚生年金保険

かいしゃ こうじょう しょうてん はたら ろうどうしゃ はい ねんきんせいど  
会社、工場、商店などで 働く 労働者が 入る 年金制度です。

ろうどうしゃ とし せいかつ ささ びょうき はたら ひと  
労働者が 年をとった あとの 生活を 支えます。けがや 病気で 働けなく なった人の

せいかつ ささ ろうどうしゃ し のこ かぞく せいかつ ささ  
生活も 支えます。労働者が 死んだ ときに、残った 家族の 生活を 支えます。

れんらくさき  
(連絡先)

ねんきんだいやる  
年金ダイヤル 0570-05-1165

050の電話からかけるときは 03-6700-1165

ほうじん じぎょうしょ かなら ねんきんほけん はい ひつよう  
法人の 事業所は、必ず この 年金保険に 入る 必要が あります。

ほけんりょう じぎょうぬし ろうどうしゃ ほけんりょう ほけんきん う と ひと ちんぎん  
保険料は、事業主と 労働者が はらいます。保険料は 保険金を 受け取る人の 賃金に

ちが  
よって 違います。

くわ つと さき じゅうしょ う も ねんきんじむしょ き  
詳しい ことは、勤め先の 住所を 受け持っている 年金事務所に 聞いてください。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやねんきんじむしょ  
西宮年金事務所

0798-33-2944

じぶん みせ ひと じえいぎょう ひと のうぎょう りんぎょう すいさんぎょう はたら ひと  
自分で 店などを やっている 人(自営業の 人) 農業、林業、水産業などで 働く 人

がくせい むしょく ひと こうせいねんきんほけん はい ひと こくみんねんきん  
学生、無職の 人など、厚生年金保険に 入ることができない 人は、国民年金に 入ります。

こくみんねんきん れんらくさき  
国民年金に ついての 連絡先

にしのみやしやくしよりょうねんきんぐるーぶ  
西宮市役所医療年金グループ

0798-35-3124

## ○ 脱退一時金支給制度と 社会保障協定

こうせいねんきんほけん こくみんねんきん だつたいいちじきんしきゅうせいど  
厚生年金保険、国民年金 には、脱退一時金支給制度 が あります。

がいこくせき ひと にほん す ねんきんせいど はなれます ねんきんせいど はな  
外国籍の 人が 日本に 住むのを やめると、年金制度から 離れます。年金制度から 離れる

とき かね で だつたいいちじきん い にほん す あいだ ほけんりょう  
時、お金が 出ます。脱退一時金と 言います。日本に 住んで いる 間に、保険料を

げつぶん いじょう はら ばあい にほん で まえ ねんきんじむしょ  
6か月分 以上 払った 場合です。日本を 出る 前に、年金事務所 などで

脱退一時金請求書を う と せいぎゅうしょ ひつよう か  
脱退一時金請求書を 受け取って ください。その 請求書に 必要な ことを 書いて、

ほか ひつよう しょるい いっしょ にほん にほんねんきんきこう おく  
他に 必要な 書類と 一緒に、日本の 日本年金機構に 送って ください。

にほん ねんきん はら きかん がいこく ねんきん はら きかん た りょうほう  
日本で 年金を 払った 機関と 外国で 年金を 払った 期間を 足して、両方の

くに ねんきん う と ばあい にほん はな だつたいいちじきん  
国で 年金を 受け取ることが できる 場合が あります。日本を 離れるときに 脱退一時金を

もらったひとは、その きかん た  
もらったひとは、その 期間を 足すことは できません。

おも れんらくさき  
主な連絡先

ねんきん だいやる  
年金 ダイヤル

0570-05-1165

050 の でんわ  
電話から かけるときは

03-6700-1165

※ くわ 詳しいことは、それぞれの と あ さき にほんご ひと いっしょ き  
問い合わせ先に 日本語が わかる人と 一緒に 聞いて ください。